## 令和元年度に改正された 動物の愛護及び管理に関する法律の 3次施行について

## 動物の愛護及び管理に関する法律の改正(概要)

## 改正の背景

- ・平成24年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定 特に以下については必要な検討を行うことを規定
  - ①幼齢の犬猫の販売等の制限(販売日齢の規制) ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化 動物の不適切な取扱いへの対応の強化

令和2年6月1日施行

主な改正内容

- 1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
- 2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
  - ①登録拒否自由の追加
  - ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示 遵守基準:飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
  - ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
  - ④出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限
- 3. 動物の適正飼養のための規制の強化
  - ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
  - ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
  - ③特定動物(危険動物)に関する規制の強化 愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
  - ④動物虐待に対する罰則の引き上げ

殺傷:懲役5年、罰金500万円 ← 懲役2年、罰金200万円 虐待・遺棄:懲役1年、罰金100万円 ← 罰金100万円 4. 都道府県等の措置の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定
- 5. マイクロチップの装着等
  - ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける (義務対象者以外には努力義務を課す)
  - ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

## 6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年をめどに必要な措置を講ずる検討条項

令和3年6月1日施行

令和4年6月1日施行